

1 こども基本法(令和5年4月1日施行)

法第10条において、都道府県は、こども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること、**市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努める**こととされている。

2 こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

【こども大綱】

これまでの3つの大綱を一元化

【子どもの貧困対策に関する大綱】

(主な施策) 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援など

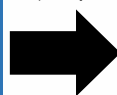
【少子化社会対策大綱】

(主な施策) 結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援など

【子ども・若者育成支援推進大綱】

(主な施策) 子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援など

勘案



【都道府県こども計画】

既存の「長野県子ども・若者支援総合計画」に位置付けることで策定済

勘案



【市町村こども計画】

長野市の状況

子どもの貧困対策計画 (策定済)

法令の規定により作成する計画

子ども・子育て支援事業計画 (策定済)

次世代育成支援対策行動計画 (策定済)

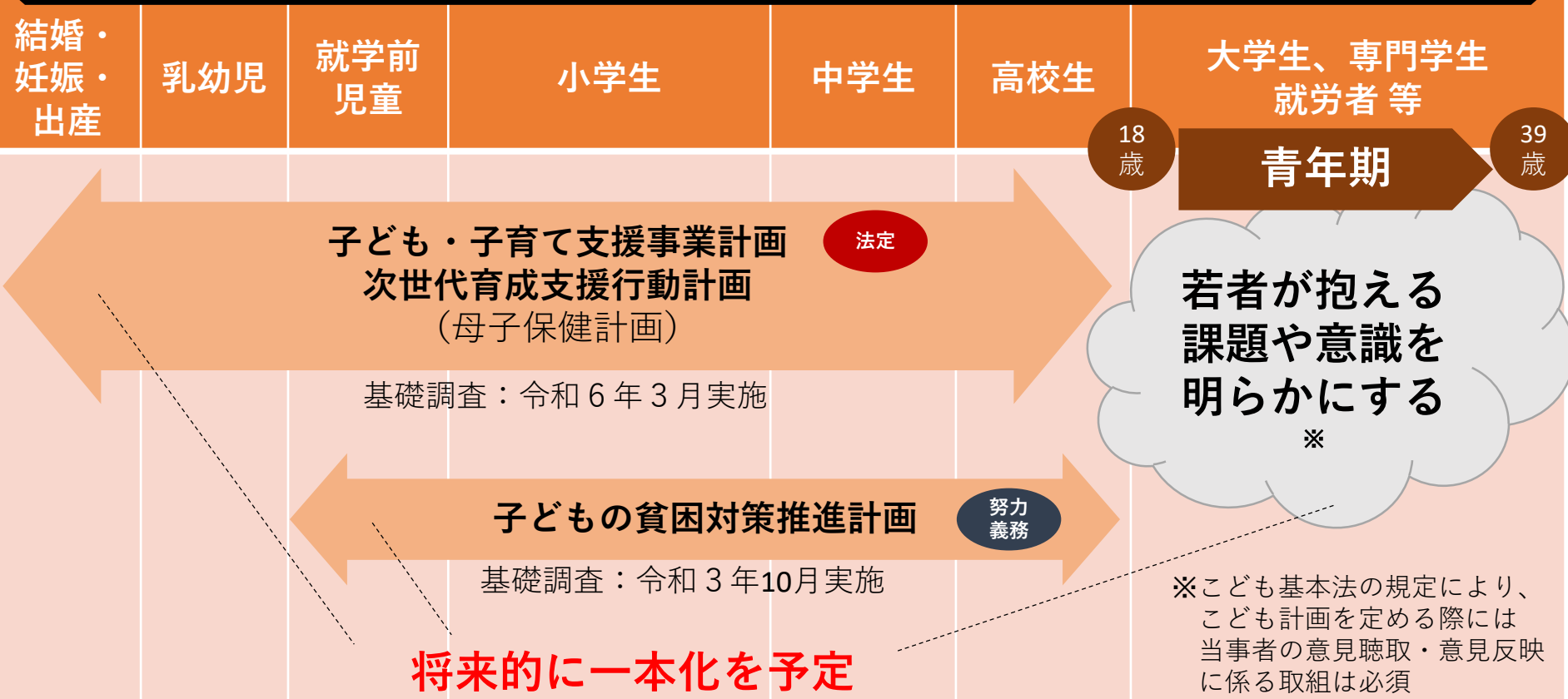
不足部分

未策定の「子ども・若者計画」に位置付けられる若者に関する内容を盛り込む必要がある

勘案

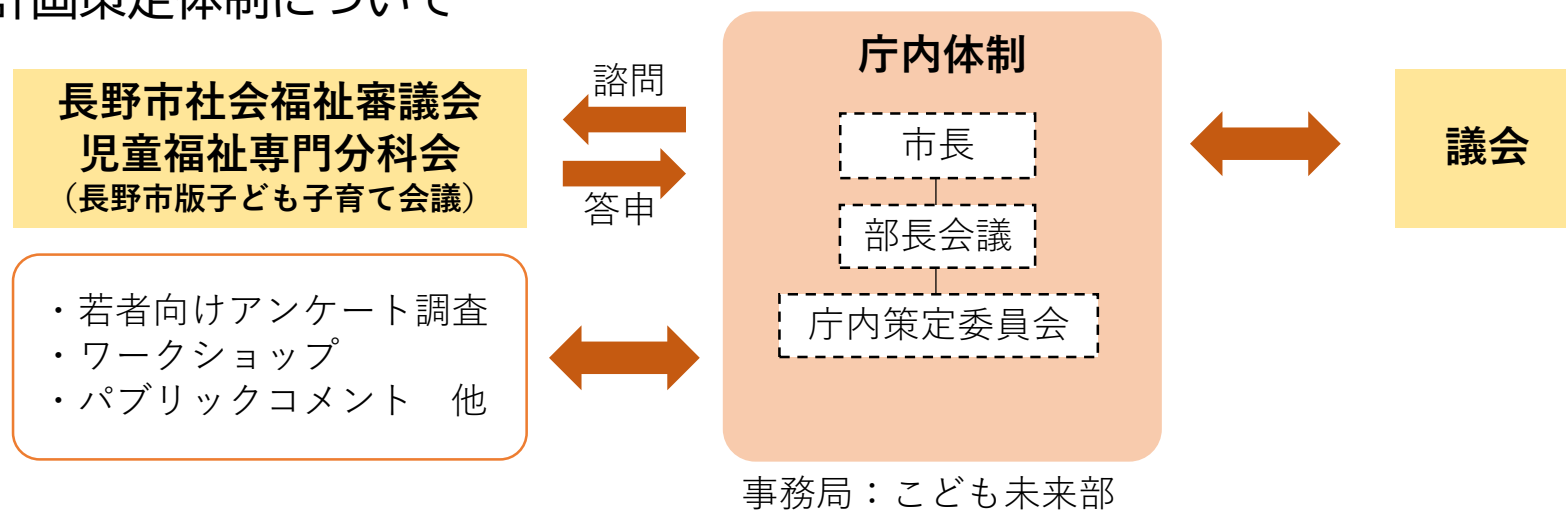


長野市版こども計画



- こども計画策定に必要な若者世代の基礎調査データ作成のため、思春期から青年期（高校生～39歳の若者）の課題や意識についてアンケート等による調査 及び 対話による意見聴取等を実施し、計画策定へとつなげる。
- 本市の子ども・若者への支援充実を図るため、子ども・若者への施策を整理し、全庁的に子ども・若者の課題解決に向けた意識を高め、不足する若者施策の展開につなげる。
- こども・子育て支援事業債（充当率：90% 交付税措置率：30～50%）は「市町村こども計画」に位置付けられた事業が対象となっている。

4 計画策定体制について



5 長野市版こども計画の策定スケジュール案

